令和７年度森林技術者育成（集合研修・OJT研修）募集要領

１.受講要件

　研修生及び経営体それぞれの要件は以下のとおり。

（１）森林技術者育成（集合研修・OJT研修）　１年目

|  |  |
| --- | --- |
| 【受講生】 | 【経営体】 |
| ①　林業就業経験が通算５年未満の者②　緑の雇用事業におけるＦＷ（フォレストワーカー）研修の受講経験がない者③　林業就業に十分な健康状態の者④　本研修終了後も林業就業に対する意識が明確な者 | ①**認定事業体でない経営体**（竹を含む森林整備のボランティア活動を行う場合は対象外）②　**受講生の雇用契約書又は労働条件通知書を提出できる経営体**③　OJT研修に必要な事業地を確保できる経営体④　森林技術者の育成に向けて、計画的に**OJT研修を50日間以上実施することができる**経営体⑤　前３か年度において、死亡災害が発生していない経営体若しくは死亡災害発生後、県が実施する組織力向上研修又は集中指導の受講により、労働安全対策の改善に取り組む経営体 |

（２）森林技術者育成（集合研修・OJT研修）　２年目（参考：今回募集なし）

|  |  |
| --- | --- |
| 【受講生】 | 【経営体】 |
| ①　本研修（１年目)を修了している者②　林業就業に十分な健康状態の者③　本研修終了後も林業就業に対する意識が明確な者 | ①**認定事業体でない経営体**（竹を含む森林整備のボランティア活動を行う場合は対象外）②　**受講生の雇用契約書又は労働条件通知書を提出できる経営体**③　OJT研修に必要な事業地を確保できる経営体④　森林技術者の育成に向けて、計画的に**OJT研修を50日間以上実施することができる**経営体⑤　前３か年度において、死亡災害が発生していない経営体若しくは死亡災害発生後、県が実施する組織力向上研修又は集中指導の受講により、労働安全対策の改善に取り組む経営体 |

* 本研修を受講途中で認定事業体に転職した受講生の場合は、特例として認定事業体に所属している場合でも受講を認める。

（３）森林技術者育成（集合研修・OJT研修）　３年目（参考：今回募集無し）

|  |  |
| --- | --- |
| 【受講生】 | 【経営体】 |
| ①　本研修（２年目)を修了している者②　林業就業に必要な健康状態の者③　本研修終了後も林業就業に対する意識が明確な者 | ①**認定事業体でない経営体**（竹を含む森林整備のボランティア活動を行う場合は対象外）②　**受講生の雇用契約書又は労働条件通知書を提出できる経営体**③　OJT研修に必要な事業地を確保できる経営体④　森林技術者の育成に向けて、計画的に**OJT研修を50日間以上実施することができる**経営体⑤　前３か年度において、死亡災害が発生していない経営体若しくは死亡災害発生後、県が実施する組織力向上研修又は集中指導の受講により、労働安全対策の改善に取り組む経営体 |

* 本研修を受講途中で認定事業体に転職した受講生の場合は、特例として認定事業体に所属している場合でも受講を認める。

２.本研修の種類及び内容

受講者は、以下の（1）集合研修を受講し、あわせて職場にて（2）OJT研修を実施する。

(1)集合研修

①集合研修

　　集合研修では、６月から11月頃にかけて、基本的な知識・技術・技能を習得させるための座学や実習を行う。１回の研修は基本的に２～３日間程度とし、「緑の雇用」事業のフォレストワーカー１～３年目の研修生と合同で研修を行う。

会場については、エコパやふもとっぱら等を予定。（現在調整中）

**費用については、研修受講費は無料**。ただし、会場までの交通費や昼食・宿泊費等については、経営体で負担すること。

今年度の日程（案）は以下のとおり。

**森林技術者育成（集合研修・OJT研修）１年生日程**

|  |  |
| --- | --- |
| 第１回目 | ６月　１日間 |
| 第２回目 | ７月　２日間連続 |
| 第３回目 | ７月　３日間連続 |
| 第４回目 | 10月　２日間連続 |
| 第５回目 | 10月　３日間連続 |
| 第６回目 | 11月　２日間連続 |

②安全講習

　　安全講習では、以下の表に記載の安全講習のうち、未取得の安全講習について受講する。受講にあたっては、原則カリキュラムで指定された日程及び会場で受講すること。

　　費用については、**安全講習の受講料は全額助成。**ただし、集合研修と同様に会場までの交通費や昼食・宿泊費については、経営体で負担すること。

|  |  |
| --- | --- |
| １年目 | ・普通救命講習・刈払機取扱者安全教育・伐木等業務（大径木）特別教育・玉掛け技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習 |
| ２年目 | ・不整地運搬車運転技能講習・荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育・機械集材装置の運転の業務に係る特別教育・車両系建設機械（整地等）運転技能講習・走行集材機械の運転の業務に係る特別教育 |
| ３年目 | ・簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育・伐木等機械の運転の業務に係る特別教育 |

(2)OJT研修

①OJT研修

　　OJT研修では、研修生に対して知識・技術・技能の習熟を図るため、各経営体における通常業務の作業を通じた職場内研修を行う。

②OJT研修の要件

OJT研修の実施においては、研修生１人あたり１人以上の指導員を配置すること。なお、経営体内で複数の研修生がいる場合、それぞれの研修生の指導員を兼務できる。

**指導員の要件は、「林業作業士（FW）登録者」、「現場管理責任者(FL)登録者」、「統括現場管理責任者(FM)登録者」、「しずおか林業作業士認定者」、「しずおか林業作業士長認定者」、若しくはこれらと同等以上の経験・技術を有していると認められる者とする。**

**OJT研修は**６月から１月31日までの期間で**50日間以上実施すること。**

なお、同等以上の経験・技術を有する者とは、林業経験５年以上かつ下表の資格等を全て有する者とする。

また、自社内で指導員の確保が困難な場合は、他の経営体等との契約等により招請した者を指導員として配置することも認める。

|  |
| --- |
|  |
| １ | 普通救命講習 |
| ２ | 刈払機取扱作業者安全衛生教育 |
| ３ | 荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育※はい作業主任者技能講習でも可 |
| ４ | 伐木等の業務特別教育 |
| ５ | 機械集材装置特別教育 |
| ６ | 走行集材機械特別教育 |
| ７ | 伐木等機械特別教育 |
| ８ | 簡易架線集材装置等特別教育 |
| ９ | 車両系建設機械運転(整地･運搬･積込み用及び掘削用)技能講習 |
| 10 | 不整地運搬車運転技能講習 |
| 11 | 小型移動式クレーン運転技能講習 |
| 12 | 玉掛技能講習 |

※複数人の指導員（２人程度）の有資格を合算することも認める。その場合、そのうち１人を主任指導員（指導責任者）に選定すること。

③OJT研修への助成

②の要件を満たし、かつ書類により**実績が確認されたOJT研修について、100日間を上限に研修生1人あたり5,000円/日を助成する。**

また、②の要件を満たし、かつ外部指導員を招聘してOJTを５日連続（月～金を想定）実施する場合は、75,000円/回を助成する。なお、招聘経費の助成は１経営体１回を上限とし、外部指導員は指導員の要件と同等の者とする。

④安全巡回指導

OJT実施期間中、安全巡回指導員がOJT実施状況の確認のため、各経営体に伺う。

（１経営体につき、３回実施）。